主

原判決を破棄する。

被告人を罰金六、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した 期間被告人を労役場に留置する。

理由

本件控訴の趣意は、福岡高等検察庁検事土井義明提出の福岡区検察庁検察官事務 取扱検事栗本義親作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁 は、記録に編綴されている被告人提出の答弁書記載のとおりであるから、これを引 用する。

同控訴趣意、事実誤認もしくは法令の解釈適用の誤の主張について。

原判決は、被告人は交通整理の行なわれていない判示交差点で、安全確認のため一旦停車して、幅員が明らかに広い右側道路から同交差点に向つて直進して来るA運転の普通貨物自動車を交差点の手前二一米付近に認めたが、自己の運転する自動三輪車はAの車両の接近にさきだち通過し終るものと誤信して発進し、交差点を直進して同車両の進路前方を通過し、そのためAをして危険を感ぜしめ急拠停止措置をとらしめて、その進行を妨げたが、被告人としては、右所為にあたりAの車両の進行を妨げるという結果の発生を認識予見していなかつたものと認められるから、右所為は過失によるものであるところ、これが過失の所為を処罰する規定はない、とする。

るこで、刑事訴訟法第三九七条、第四〇〇条但書により原判決を破棄し、さらに 当裁判所自ら判決することとする。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和三九年一〇月四日午後一時三〇分ごろ第二種自動三輪車を運転して、交通整理の行なわれていない福岡市 a b 丁目 c 番地先道路の交差点に入るに際し、その通行している道路の幅員(八米位)よりも、これと交差する道路の幅員(総幅員二〇米、左右に各三・五米の歩道あり)が明らかに広く、その広い道路からA運転の普通貨物自動車が右交差点に入ろうとしているのに、同車の前方を通過してその進行を妨げたものである。

(証拠の標目)

Aの司法警察員および検察官事務取扱検察事務官に対する各供述調書司法警察員 作成の実況見分調書被告人の司法警察員および検察官事務取扱検察事務官に対する 各供述調書

(法令の適用)

被告人の所為は、昭和四〇年法律第九六号による改正前の道路交通法第一一九条第一項第二号の二、第三六条第三項、昭和四〇年法律第九六号附則第六条に該当するところ所定罰金額の範囲内で被告人を罰金六、〇〇〇円に処し、刑法第一八条により右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置することとし、なお原審における訴訟費用は刑事訴訟法第一

八一条第一項但書に従い被告人に負担させないこととする。 よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 塚本冨士男 裁判官 中島武雄 裁判官 矢頭直哉)